

# ハーグ条約って なんだろう？



## 中央当局

外務省領事局ハーグ条約室  
〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1  
TEL: 03-5501-8466  
URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>  
E-mail: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

## 在外公館

下記在外公館リストをご覧下さい。  
URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

## 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1-3  
弁護士会館 15 階  
TEL: 03-3580-9841(代表)  
URL: <http://www.nichibenren.or.jp/>

## 裁判所

(1) 東京家庭裁判所  
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1-2  
TEL: 03-3502-8311  
URL: <http://www.courts.go.jp/tokyo-f/>

## (2) 大阪家庭裁判所

〒540-5321 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-13  
TEL: 06-6943-5321  
URL: <http://www.courts.go.jp/osaka/>

## 日本司法支援センター(法テラス)

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2  
ハイモニータワー 8F  
TEL: 0570-078374 (法テラスサポートダイヤル)  
URL: <http://www.houterasu.or.jp/>



国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

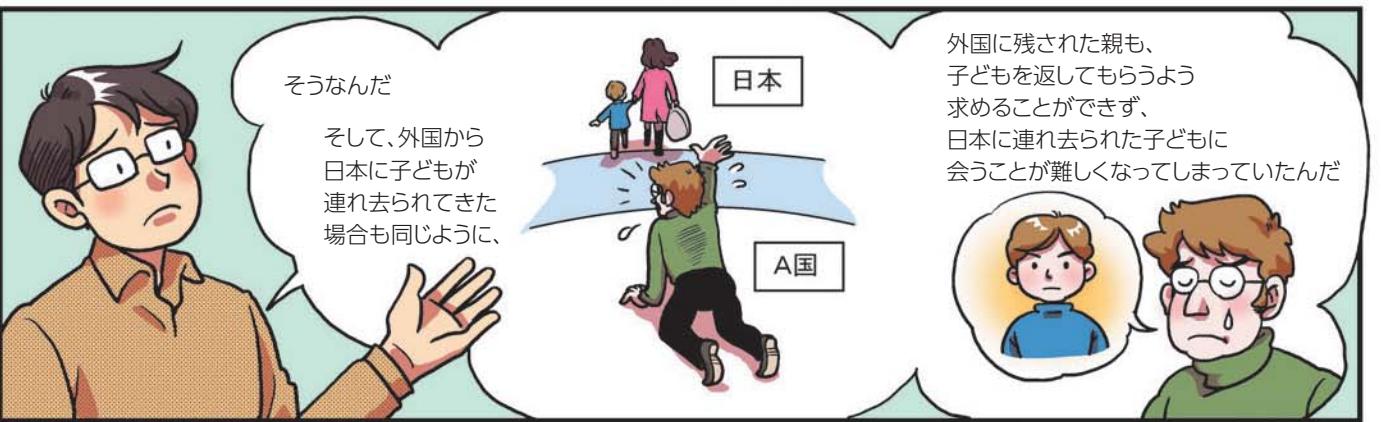
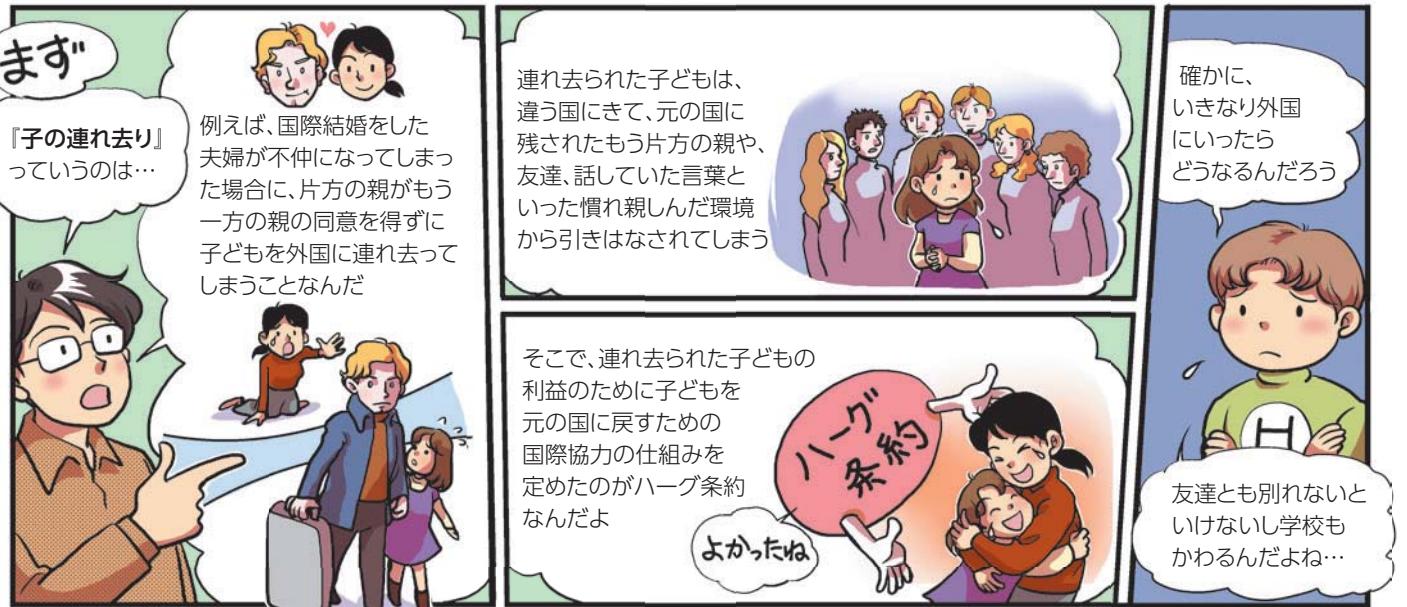
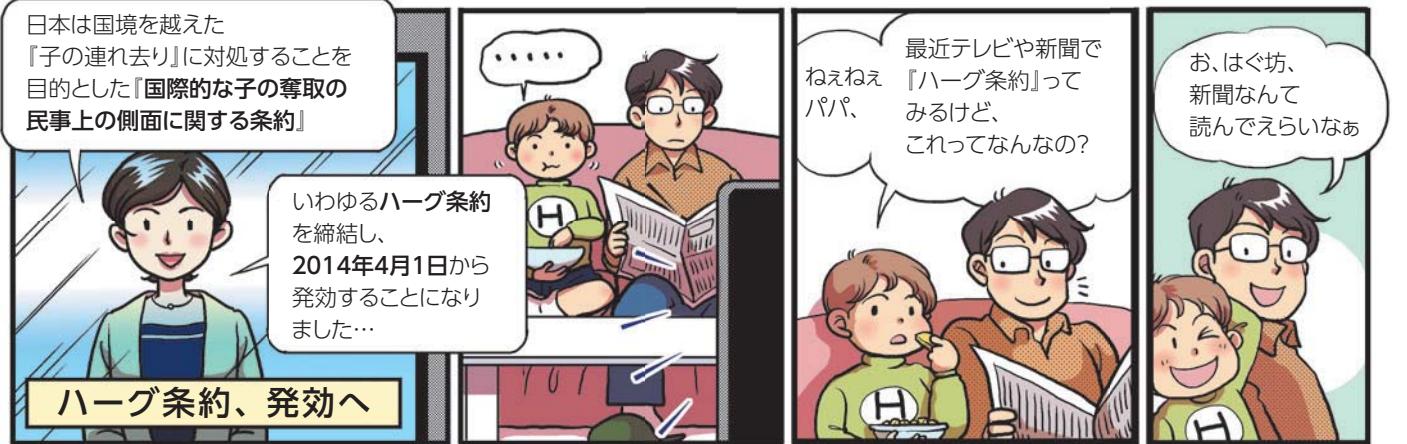
# ハーグ条約って なんだろう？

パパ、  
ハーグ条約って  
なあに？

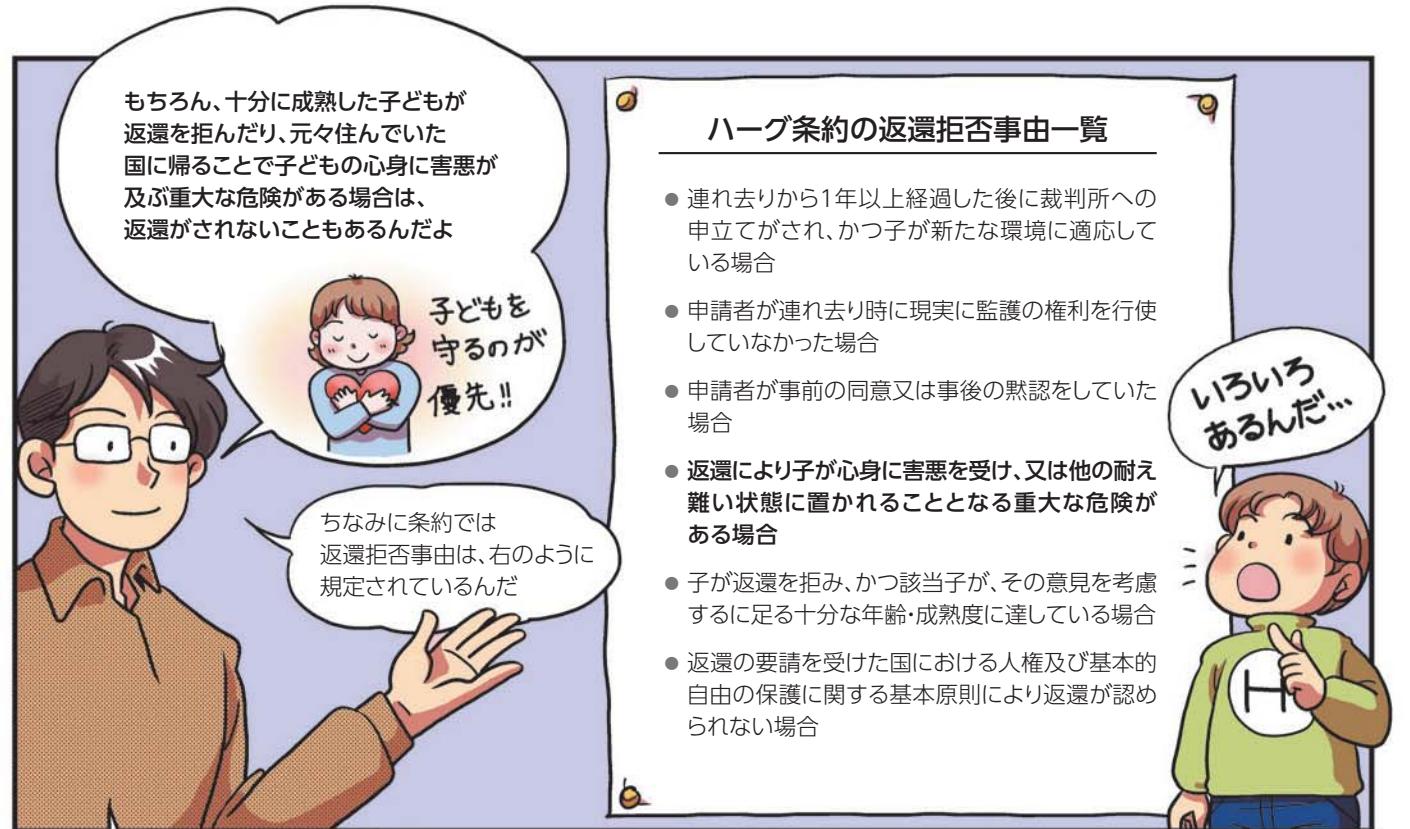
これから  
わかりやすく  
説明するね

外務省

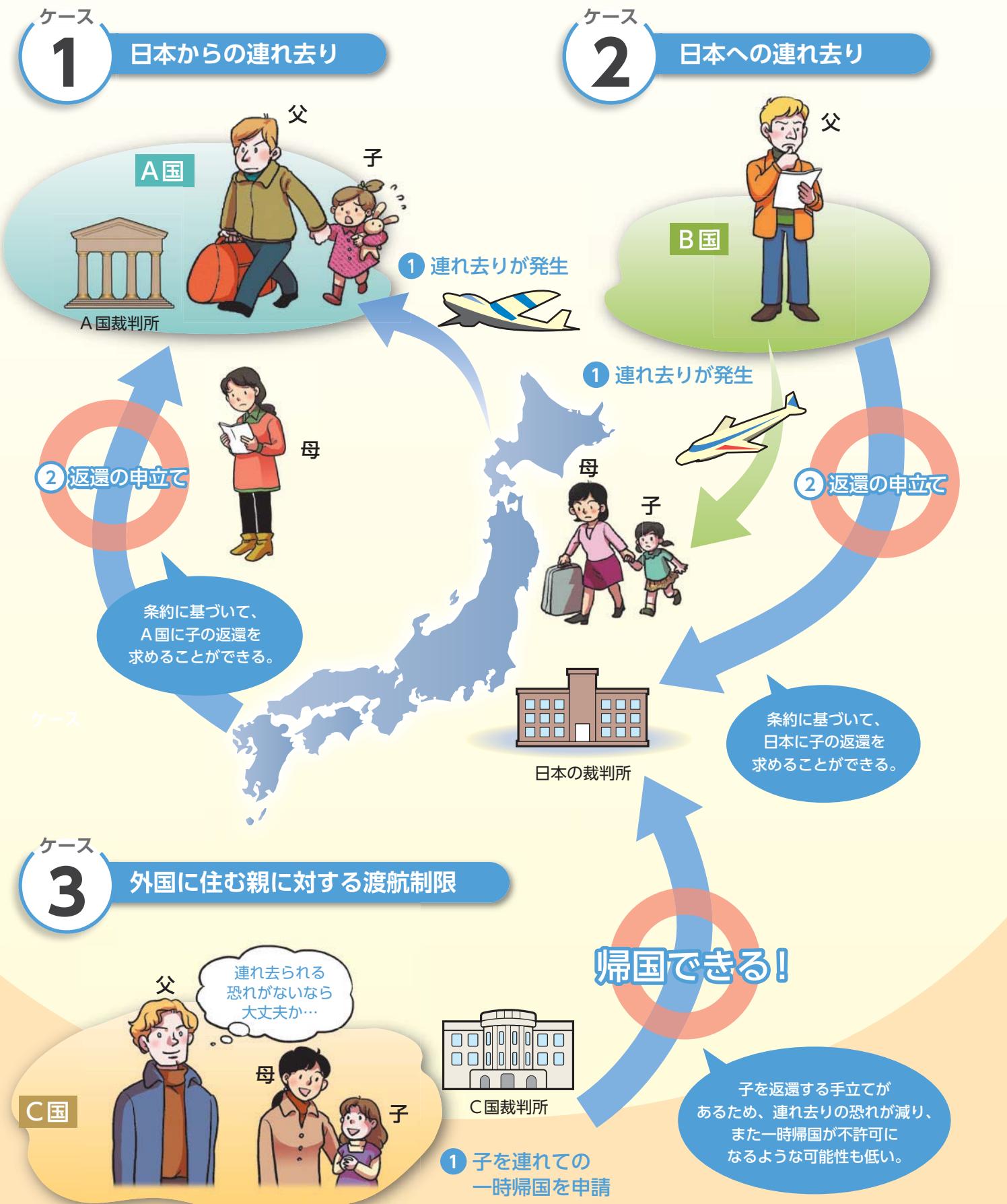
# これでわかる! ハーグ条約







# 日本のハーグ条約締結によって変わること



# ハーグ条約のポイント

- 1 ハーグ条約は、国境を越えた子の不法な連れ去り等にのみ適用されます。
- 2 ハーグ条約では、父親、母親及び子の国籍は関係ありません。子が国境を越えた形で不法に連れ去られていれば、日本人同士であっても適用される可能性があります。
- 3 返還の申立て手続きにおいては、親権や監護権の帰属については決定しません。
- 4 日本において条約が発効する前(2014年4月1日以前)に行われた子の連れ去り事案については、条約上の返還命令手続は適用されません。(ただし、面会交流については対象となります)
- 5 ハーグ条約が適用されるのは、連れ去り先、連れ去り元の国が双方ハーグ条約の締約国である場合です。

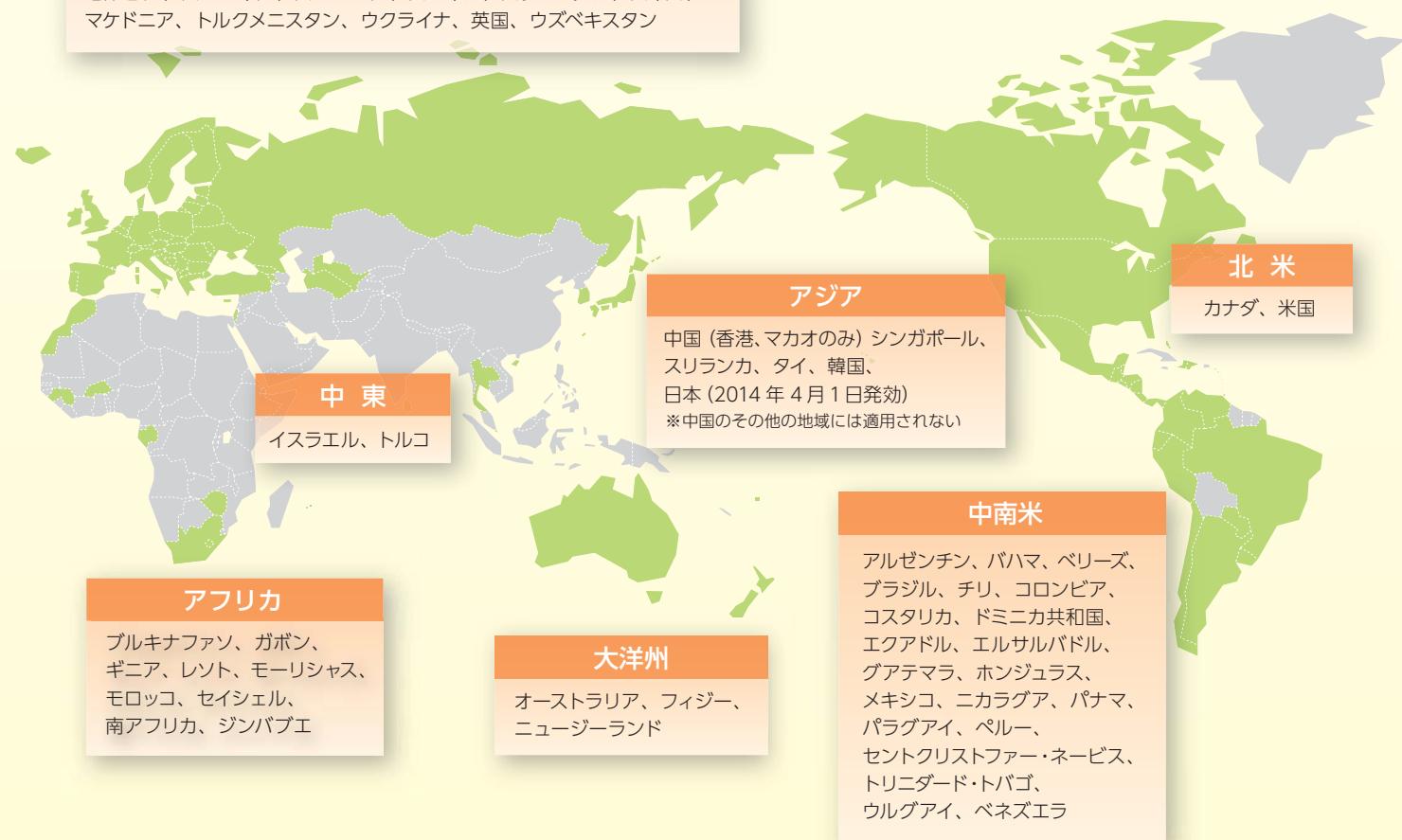
## ■ ハーグ条約締約国

計91か国（以下地域ごとにアルファベット順）

### 欧州

アルバニア、アルメニア、アンドラ、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルクメニスタン、ウクライナ、英国、ウズベキスタン

2014年1月現在



## Q&A

**Q1** 条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合、ハーグ条約の適用対象になるのでしょうか？

**A1** 子の国境を越えた連れ去りが日本においてハーグ条約が発効する平成26年4月1日よりも前に行われた場合には、ハーグ条約に基づき、子を元々居住していた国へ返還することを求める事はできません。ただし、条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合であっても、条約に基づき、子との面会交流を実現するための援助を要請することは可能です。



**Q2** 元配偶者が無断で子を日本から海外へ連れ去ってしまったのですがどうしたら良いでしょうか？

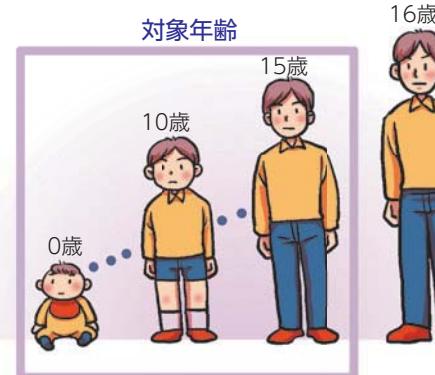
**A2** 子が連れ去られた先の国がハーグ条約締約国である場合には、子を日本へ返還するための支援や子との面会交流を実現させるための支援を日本や海外の中央当局に対し申請することができます。日本の中央当局（外務省ハーグ条約室）への申請方法の詳細につきましては、外務省HPをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



**Q3** 条約の対象となる子は何歳でしょうか？

**A3** 16歳未満の子が対象となります。



**Q4** 日本へ子を連れて帰りたいのですが、再度元の居住国に戻った場合逮捕される危険性はあるのでしょうか？

**A4** 国によっては、他の親権者の同意なく子を国外へ連れ出すことも誘拐罪等に問われ、逮捕されることがあります（米、英、仏、豪等）。そのようなことが起きないよう子を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず現地の弁護士等に相談してください。



## Q&A

**Q5** DV被害者に対する配慮や支援はあるのでしょうか？

**A5** ハーグ条約が適用されても、必ずしも子を返還しなければならぬわけではなく、子の返還を求める親が子に対し暴力等を振るうおそれがあったり、もう一方の親に対して、子に悪影響を与えるような暴力等を振るうおそれ等の事情があれば、返還の拒否が認められることがあります（詳細は、5ページを参照下さい）。なお、外務省ハーグ条約室では、ハーグ条約の実施にあたってDV被害者の方に適切な対応ができるような専門家を職員として採用している他、在外公館においてもDV被害者に対する支援を強化しています（詳細は、Q6を参照下さい）。



**Q6** 家庭内での問題を抱えている方に対して在外公館はどのような支援をしてくれるのでしょうか？

**A6** 日本の在外公館では、家庭問題への対応の強化として以下のサービスを行っています。詳しくはお近くの在外公館にご相談下さい。

- 家族法や渉外民事専門の弁護士（可能な限り日本語が通じる弁護士）や各種窓口（調停、面会交流、DV被害者支援団体、通訳・翻訳家等）の紹介
- 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・要請
- 家庭問題に関する在外公館への相談内容の記録の作成及び要請がある場合の相談者への提供



**Q7** 中央当局は子の連れ去り問題の友好的な解決を実現するためにどのような支援をしてくれるのでしょうか？

**A7** 日本の中央当局（外務省ハーグ条約室）では、当事者間の連絡の仲介、裁判外紛争解決手続（ADR）機関の紹介、弁護士紹介制度の案内、面会交流支援機関の紹介等の支援を行います。また、経済的な困難を抱えた方は、弁護士費用等の貸付制度である民事法律扶助制度も利用できます。民事法律扶助制度の詳細については、日本司法支援センター（通称：法テラス）のHPをご覧ください。

URL: <http://www.houterasu.or.jp/>

